

ID: 197

担当部署: 産業課

処分の概要	利用中止の承認		
例規名 根拠条項	道の駅たかねざわ元気あっぷむらの設置及び管理に関する条例施行規則 第6条(第16条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和7年規則第11号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (利用の中止)</p> <p>第6条 施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用許可に係る利用を中止しようとするときは、利用中止申出書に許可書を添えて町長に提出しなければならない。ただし、直営施設の利用の中止については、この限りでない。</p> <p>2 町長は、利用の中止を認めるときは、利用中止承認通知書により、当該利用者に通知するものとする。ただし、直営施設の利用の中止については、この限りでない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日